

# こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務評価要領

## 1 件名

こどもの意見表明コーディネート事業に係る委託業務

## 2 内容

鳥取県は、こどもの意見表明コーディネート事業について、専門的な知見を有する民間事業者等により効率的に実施するため、事業の実施に係る業務を委託する。

## 3 条件

業務委託仕様書による。

## 4 審査委員

社会的養護経験者、こどもの権利擁護に精通している有識者、鳥取県職員より4名任命する。

## 5 選定方法

- (1) 各審査委員が6の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（100点満点）をつける。
- (2) 各審査委員が評価点の高い提案者順に、順位点を付与する。  
＜順位点＞最も評価点の高い提案者：1点、2番目に評価点の高い提案者：2点、  
3番目に評価点の高い提案者：3点・・・
- (3) 各審査委員の順位点の合計が最も低い提案者を、最優秀提案者として選定する。
- (4) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位点の合計が低い提案者順に順位付けを行う。

## 6 評価項目及び評価基準

### (1) 評価項目及び配点（100点）

各審査委員が、下記の評価項目の評価の視点ごとに（2）評価基準により採点し、その評価点に「配点」欄の括弧書で記載する倍数を乗じたものの合計（100点満点）をその提案者の評価点とする。

評価項目	評価の視点	配点
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	10点 5点(×2)
鳥取県内全域への支援体制	・業務の拠点が所在する区域以外についてのフォロー体制が検討・計画されているか。	5点 5点(×1)
コーディネーターの配置	・コーディネーターの資質について十分確保されているか。 (職歴、資格、アドボカシー制度等への理解、その他関連知識等)	20点 5点(×4)
施設等へのアドボキットの派遣等の内容	・年間を通じて、県内の施設等への派遣が可能な実施方法・計画となっているか。 ・派遣先や専門的アドボキット等の関係機関との連携が考慮された計画となっているか。	10点 5点(×2)
アドボキット連絡会や養成研修の内容	・アドボキット養成研修について、内容や実施回数・実施時期、場所は実現可能で適当であるか。	20点 5点(×4)
アドボキットの育成のための取組み	・スキルアップ研修について、内容や実施方法がアドボキットの参加を促す内容となっているか。また、アドボキットの資質向上のために効果的な内容になっているか。	10点 5点(×2)
実施体制・スケジュール	・業務の実施体制は妥当であるか(業務を適切に遂行する実施体制を確保しているか)。 ・スケジュールの設定、管理方法は妥当であるか。	10点 5点(×2)
啓発活動に関する内容	・こどもの権利擁護に関する啓発活動の内容が企画性・創造性に富んだ内容であるか。	10点 5点(×2)
社会的養護経験者団体等と	・社会的養護経験者団体との協力体制を維持するとともに、外部有識者等と連携し、アドボカシー制度の活動充実を図る内容となっているか。	5点 5点(×1)

の連携		
個人情報の漏えい等の有無	・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。	0点 ※有の場合は-20点
合 計		100点

## (2) 評価基準

項目点の評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。

「個人情報の漏えい等の有無」については、過去2年間において個人情報の漏えい等があった場合は、評価点から減算する。

評価点	評価基準
0点	なし。
-20点	あり。

## 7 その他

- (1) 順位点の合計が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 鳥取県の予算額を超える見積額を提示した場合は失格とする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、審査委員の評価点の平均が、55点以上のものを最優秀提案者として選定する。